



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[レビュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年12月12日から14日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3）](#)
- [超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14）](#)
- [引当金—的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)
- [公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第3版」への補遺（アジェンダ・ペーパー29）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は 2023 年 12 月 13 日に会合し、次のことについて議論した。

- 作業計画についてのアップデート
- IFRS 第 16 号「リース」及び IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項の適用後レビュー（PIRs）の時期

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は作業計画についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

IFRS 第 16 号「リース」及び IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項の適用後レビューの時期（アジェンダ・ペーパー8A）

IASB は、IFRS 第 16 号及び IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用後レビューの時期について議論した。

IASB は次のことを決定した。

- a. IFRS 第 16 号の適用後レビューを 2024 年第 2 四半期に開始する。
14 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。
- b. IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用後レビューをいつ開始するのかを、IASB が電力購入契約に関する作業を完了した後に検討する。
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、作業計画についての次回のアップデートを 3 か月から 4 か月後に受ける予定である。

リサーチ及び基準設定

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2023 年 12 月 14 日に会合し、次のことを行った。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」における会計処理単位及び表示目的での相殺に関する提案を再審議した（アジェンダ・ペーパー9A）。
- 公開草案の第 67 項から第 68 項及び第 70 項に示された表示の提案並びに公開草案の付録 D に示された IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案を再審議した（アジェンダ・ペーパー9B）。
- 公開草案におけるその他の提案を再審議する計画について議論した。それらの提案は、関連する現金が授受される時にのみ規制料金に影響を与える項目に関するものである（アジェンダ・ペーパー9C）。IASB は、当該計画について何も決定を求められなかった。
- 計画に含まれている具体的なトピックについて再審議した。このトピックは、関連する現金が授受される時にのみ規制料金に影響を与える項目の測定及び表示に関するもの（公開草案の第 59 項から第 66 項及び第 69 項に示されている）である（アジェンダ・ペーパー9D）。

会計処理単位及び相殺（アジェンダ・ペーパー9A）

IASB は、料金規制対象活動に関する公表予定の会計基準書（公表予定の RRA 基準書）で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 会計処理単位は、時点差異又は時点差異のグループから生じる権利又は義務である旨を明確化する。当該グループに含まれる時点差異は次のようなものとなる。
 - i. 同じ規制上の合意によって創出される。
 - ii. 期間満了のパターンが同様である。
 - iii. 同様のリスクに晒される。
- b. 公開草案の第 71 項の提案を省く（企業が財政状態計算書において規制資産と規制負債を相殺することを認めていた）。

14 名の IASB メンバー全員がこれの決定に賛成した。

表示（アジェンダ・ペーパー9B）

IASB は、公表予定の RRA 基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. すべての規制収益からすべての規制費用を控除したもの（規制収益又は規制費用）を収益に分類することを企業に要求する。
- b. 規制収益又は規制費用を財務業績の計算書において独立の科目として表示することを企業に要求する。

- c. IAS 第 1 号の第 82 項の修正案を省く（規制収益又は規制費用を収益のすぐ下に独立の科目として表示することを企業に要求するとしていた）。
- d. 規制金利収益を規制収益の中に及び規制金利費用を規制費用の中に含めるという提案を維持する。
- e. 公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」（公表予定の PFS 基準書）を修正して、規制金利は営業区分に分類されることを明確化する。
- f. 次の項目を財政状態計算書において表示することを企業に要求するという提案を維持する。
 - i. 規制資産及び規制負債に係る科目
 - ii. 流動及び非流動の規制資産並びに流動及び非流動の規制負債（IAS 第 1 号の第 66 項及び第 69 項を適用して独立の分類として）。ただし、企業がすべての資産及び負債を流動性の順で表示する場合は除く。

14 名の IASB メンバー全員が(a)及び(c)から(f)の決定に賛成し、14 名のメンバーのうち 9 名が(b)の決定に賛成した。

規制料金をキャッシュ・ベースで影響を与える項目（アジェンダ・ペーパー9D）

IASB は、公表予定の RRA 基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の要件と会計上の要件との差異から生じる時点差異は、強制可能な現在の権利及び強制可能な現在の義務を表すという提案されている概念を維持する。当該権利又は義務は、提案している規制資産及び規制負債の定義を満たす。
- b. 関連する現金が授受される時にのみ規制料金を影響を与える項目について公開草案の第 61 項で提案された測定要求事項を維持する。
- c. 特定の規制収益及び規制負債をその他の包括利益に表示するという公開草案の第 69 項で提案された要求事項を維持する。
- d. IFRS 会計基準が、関連する費用又は収益を純損益に振り替えることを企業に要求している場合には、企業はその他の包括利益に表示した規制収益又は規制費用を純損益に振り替えることを要求される旨を明確化する。
- e. その他の包括利益についての追加的な表示の要求事項を含めない。企業は IAS 第 1 号又は公表予定の PFS 基準書を適用する。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名が(a)の決定に、14 名の IASB メンバーのうち 11 名が(b)の決定に、14 名の IASB メンバーのうち 12 名が(c)から(e)の決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

IASB は 2023 年 12 月 12 日に会合し、本プロジェクトについてのアップデートを受けた。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）と会合して、報告における統合についての考え得るプロジェクト（ISSB のアジェンダ優先度に関する協議で記述されていた）に関するフィードバックについて議論する。

IASB はその後経営者による説明のプロジェクトの方向性について議論する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2023 年 12 月 13 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

公正価値測定（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 新しい第 12 章「公正価値測定」を導入するという公開草案の提案を、同章について提案された全体的な内容に大きな変更を加えずに最終確定する。
- b. コメント提出者の文言に関する指摘及びより平明な文言を第 12 章の要求事項を表現するために使用できるかどうかを検討する。
- c. 第 12 章の提案された付録を削除し、その代わりに、その例示を別個の教育的資料に含める。
- d. その別個の教育的資料を更新する際に、追加のガイダンス及び設例についてのコメント提出者の提案を考慮する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

投資企業（アジェンダ・ペーパー30B）

IASB は、投資企業についての要求事項を IFRS for SMEs 会計基準の第 9 章「連結財務諸表及び個別財務諸表」に追加しないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

資本性金融商品を相殺する要求（アジェンダ・ペーパー30C）

IFRS for SMEs 会計基準の 22.7 項(a)は、企業が現金又は他の資源を受け取る前に資本性金融商品が発行される場合に、企業は受け取るべき金額を、資産ではなく、財政状態計算書において資本に対する相殺として表示しなければならないと要求している。IASB は、この項を会計基準において維持するが、それが企業の法域における法制と矛盾する場合には、この要求の適用の免除を設けることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案における提案を引き続き再審議する。

開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 12 月 13 日に会合し、公表予定の IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」（公表予定の子会社基準書）について議論した。

IASB は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」で提案していた開示要求を、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換える公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」（公表予定の PFS 基準書）を考慮して更新するアプローチに賛成した。

さらに、IASB は、公開草案で提案された開示要求を次のことによって変更することを暫定的に決定した。

- a. 公表予定の子会社基準書から、IAS 第 1 号の第 78 項、第 98 項、第 114 項及び第 117 項（公表予定の PFS 基準書に含められる予定である）における要求事項の適用に関するガイダンスを省く。

- b. 公表予定の子会社基準書から、IAS 第 1 号の第 106 項(d)における表示の要求（公表予定の PFS 基準書に含まれる予定である）を省く。
- c. 公表予定の子会社基準書に IAS 第 1 号の第 128 項（公表予定の PFS 基準書に含まれる予定である）を含める。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、文案作成プロセスにおいて生じる追加の整理論点について議論する。

維持管理及び一貫した適用

電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3）

IASB は 2023 年 12 月 12 日に会合し、スタッフのリサーチの要約を聞いて、狭い範囲の基準設定に対するアプローチについて議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 9 号「金融商品」を修正する狭い範囲の基準設定に取り組み、本プロジェクトの次のマイルストーンは公開草案とする。
- b. IFRS 第 9 号における「自己使用」及びヘッジ会計の要求事項を修正することを含む、この基準設定に対するアプローチを探求する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は IFRS 第 9 号の考え得る修正について議論する。

超インフレではない企業による超インフレの表示通貨の使用（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2023 年 12 月 12 日に会合し、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の狭い範囲の修正を開発するための維持管理プロジェクトを作業計画に追加するという IFRS 解釈指針委員会からの提案について議論した。当該修正は、機能通貨が超インフレではない企業の業績及び財政状態を超インフレの表示通貨に換算する方法を定めるものとなる。

IASB は、維持管理プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB は、企業が次のいずれかに該当する場合に、すべての金額（資産、負債、資本項目、収益及び費用（比較金額を含む））を直近の財政状態計算書の日における決算日レートで換算することを企業に要求するように IAS 第 21 号の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 機能通貨が超インフレではなく、財務諸表を超インフレの表示通貨で表示する。又は、
- b. 機能通貨が超インフレではない在外営業活動体の業績及び財政状態を超インフレの表示通貨に換算する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は考え得る開示要求及び経過措置について議論する。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は 2023 年 12 月 13 日に会合し、本プロジェクトの現状及び今後の手順について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、気候関連及びその他の不確実性に対する IFRS 会計基準の適用を改善するための考え得るべき行動について引き続き議論する。

引当金一的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は 2023 年 12 月 13 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」的を絞った修正を行うプロジェクトについて議論した。

IASB は次のことを決定した。

- a. 修正案の開発を継続する。
- b. 公開草案の公表を本プロジェクトの次のマイルストーンとして設定する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、IAS 第 37 号の考え得る修正について引き続き議論する。

公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」への補遺（アジェンダ・ペーパー29）

IASB は 2023 年 12 月 14 日に会合し、このプロジェクトについて議論した。

IFRS for SMEs 会計基準をサプライヤー・ファイナンス契約及び交換可能性の欠如に関する完全版 IFRS 会計基準の要求事項に合わせる提案を、一般のコメントを求めるために公開するという 2023 年 10 月の暫定的な決定を受けて、IASB は次のことについて議論した。

- その合致をもたらすための IFRS for SMEs 会計基準の修正案
- 公開草案「公開草案『IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版』への補遺」（補遺公開草案）についてのデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスの開始の許可を含む）

IASB は、次のように合わせるための IFRS for SMEs 会計基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 7 章「キャッシュ・フロー計算書」を IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（「サプライヤー・ファイナンス契約」による修正後）に合わせる。
- b. 第 30 章「外貨換算」を IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（「交換可能性の欠如」による修正後）に合わせる。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は次のように提案することを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準の修正後及び改訂後の第 7 章及び第 30 項は、発効日を「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」と同じにする。
- b. 会計基準の第 7 章の修正に関して経過的な救済措置を設けない。
- c. 基準の第 30 章の修正に関して、「交換可能性の欠如」で提供されたのと同じ移行時の救済措置を設ける。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、補遺公開草案について 120 日のコメント期間を設定することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、補遺公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

補遺公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は、補遺公開草案を 2024 年前半に公表する計画である。